

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、漁業法に関する手数料の名称が改められること等に伴い、規定の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第51号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項16中(7)及び(8)を削り、(6)を(8)とし、(5)を削り、同項16(4)中「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項16(4)を同項16(6)とし、同項16(6)の次に次のように加える。

(7) 個別漁業権移転認可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項16(3)を同項16(5)とし、同項16(5)の前に次のように加える。

(4) 団体漁業権共有認可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項16中(2)を削り、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 漁業許可申請手数料

(2) 漁業変更許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項17中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。